

訪問看護 契約書兼重要事項説明書

利用者：_____様

事業者：CoCoA 看護ステーション

契約書兼重要事項説明書

(令和8年5月1日現在)

1. 事業者(法人)の概要

法人名称	株式会社 SIGNAL
主たる事務所の所在地	北海道札幌市中央区南7条西18丁目3番32号 CEDARSQUARE 101号室
代表者(職名・氏名)	代表取締役 大橋京介、代表取締役 石田峻
設立年月日	令和5年1月18日
電話番号	011-600-6780

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	CoCoA 看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護、介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒064-0807 北海道札幌市中央区南7条西18丁目3番32号 CEDARSQUARE 101号室	
電話番号・FAX 番号	011-600-6780	
指定年月日・事業所番号	令和5年3月1日 指定	0160191060
管理者の氏名	小松 良太	
通常の事業の実施地域	札幌市全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者様が住み慣れた地域やご自宅において安心して生活を送ることができるよう、訪問看護サービスを提供し、心身の状態の維持・回復および生活の質の向上を支援することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理及び日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅療養が継続できるよう支援する

4. 提供するサービスの内容

主治医の指示に基づき、看護師等がご自宅等を訪問し、病状の観察、服薬管理、日常生活の支援、医療的ケア、療養上の相談支援等を行います。

また、利用者様およびご家族が安心して地域生活を継続できるよう、多職種と連携しながら必要な支援を行います。

5.営業日時

営業日	月曜日から金曜日 【年間休日】 土曜、日曜、国民の祝日(振り替え休日を含む) 年末年始 12月30日から1月3日
営業時間	午前9時00分から午後6時00分

6.事業所の職員体制

職種	人員	常勤換算	備考
看護師	常勤3名以上	2.5以上	管理業務を行うものを含む

7.サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管 理 者 小松 良太

8.利用料

利用料については、別紙料金表のとおりとします。

基本利用料は、厚生労働大臣が定める診療報酬または介護報酬の告示額に基づいて算定します。制度改定等により料金に変更となった場合は、変更後の料金を適用します。

介護保険において、支給限度額を超えてサービスを利用された場合は、超過分について全額自己負担となります。

医療保険適用の方で、公費負担医療制度等をご利用の場合は、各制度に定められた自己負担割合に応じた料金となります。

公費受給者証、自己負担上限額管理票等をお持ちの方は、毎月月末までにご提示ください。

また、高額療養費制度の適用を受ける場合は、「限度額適用認定証」の提示が必要となる場合があります。お持ちでない方は、ご加入の医療保険者へ申請をお願いいたします。

(1)キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、あなたの体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	一律 1,000 円

(注)利用予定日の前日 18 時までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(2) 支払い方法

利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担額を受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、14日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は、直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振込みください。 住信 SBIネット銀行 法人第一支店 普通口座 1997012 株式会社 SIGNAL カ)シグナル
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

※口座を開設していない等、やむを得ない事情がある場合のみ、現金払い可とします。

9. 緊急時における対応方法

訪問看護実施中に利用者様の病状の急変等、緊急事態が生じた場合は、主治医へ速やかに連絡し、必要な措置を行います。主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等を含め、利用者様の安全を最優先とした対応を行います。

また、対応内容については管理者および主治医へ速やかに報告し、必要な連携を行います。

10. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故等が発生した場合は、必要に応じてご家族、関係機関、市区町村、介護支援専門員等へ速やかに連絡を行い、適切な対応を行います。また、事故の状況および対応内容について記録し、関係法令に基づき適切に保管します。

なお、事業者の責任により利用者様に損害が生じた場合は、速やかに損害賠償を行います。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 011-600-6780 担当者 小松 良太
---------	--------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	株式会社 SIGNAL CoCoA 看護ステーション	TEL 011-600-6780
	北海道国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談専用ダイヤル	TEL 011-231-5175
	札幌市保健福祉局高齢保険福祉部介護保険課	TEL 011-211-2547
	札幌市中央区役所保険福祉課	TEL 011-205-3306

12. サービス利用にあたっての留意事項

サービスをご利用いただくにあたり、以下の事項についてご理解とご協力をお願いいたします。

- ・訪問看護職員は、金銭管理、各種支払い手続き、年金等の管理、金銭の貸借等の行為を行うことはできません。
- ・訪問看護職員への金品、贈り物、飲食物等のご提供はご遠慮いただいております。
- ・体調不良や入院等により訪問予定の変更や中止が必要となる場合は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。
- ・処置等に必要な衛生材料、日用品、消耗品等については、ご利用者様にてご準備をお願いいたします。
- ・処置等に伴い発生した廃棄物については、ご家庭にて処分をお願いいたします。
- ・サービス提供にあたり使用する水道、ガス、電気等の費用は、ご利用者様のご負担となります

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 株式会社 SIGNAL

事業所名 CoCoA 看護ステーション

住 所 北海道札幌市中央区南7条西18丁目3-32
シダースクエア 101 号室

管 理 者 小松 良太 印

説 明 者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住所

氏名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住所

氏名 印

本人との続柄

訪問看護サービス利用契約事項

第一条(契約の目的)

事業者は利用者に対し、介護保険・健康保険法令及びこの契約書に従って利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために訪問看護のサービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第二条(契約期間)

1.この契約は 年 月 日からとします。

この契約は利用者により契約解消の意思表示がされない場合は自動更新するものとします。

2.利用者から事業者に対し、契約満了日の30日前までに

文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第三条(訪問看護計画の作成・変更)

1.事業者は、医師の診断に基づいて利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況及び希望を踏まえ訪問看護計画書を作成します。

2.訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。

3.事業者は訪問看護計画の内容を利用者及び、その家族に対して説明を行い、利用者及びその家族の同意を得るものとします。

4.次のいずれかに該当する場合、事業者は第一条に規定する訪問看護の目的に従って訪問看護計画を変更します。

① 利用者の心身の状況・環境の変化などの変化により当該訪問看護計画の変更を要する場合

② 利用者及びその家族などが訪問看護計画の変更を希望する場合

5.事業者は前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者及びその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者及びその家族に同意を得るものとします。

第四条(主治医との関係)

1.事業者は主治医からの指示を文書で受け、訪問看護サービスの提供を開始します。

2.事業者は「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を主治医に提出し、連携を図ります。

第五条(訪問看護サービスの内容)

- 1.利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については【訪問看護計画書別紙】に記載されているとおりです。
- 2.事業者は【訪問看護計画書別紙】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明を行います。
- 3.事業者は従事する訪問看護師等を派遣し、第三条によって作成された訪問看護計画書に基づき、利用者に対して訪問看護のサービスを提供します。
- 4.利用者及びその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、事業者が提供する訪問看護のサービス内容、または介護保険適用の範囲が変更となる場合、利用者及びその家族の同意をもって新たなサービス内容を記載した【訪問看護計画書別紙】を作成しそれをもって訪問看護のサービス内容とします。

第六条(サービス提供の記録)

- 1.事業者は訪問看護のサービス実施ごとに、内容を記録簿に記入しサービス終了時に利用者及びその家族の確認を受けることとします。
- 2.事業者は利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後から二年間保管します。
- 3.利用者及びその家族は当該利用者にかかる第二項のサービス実施記録を当該事業所の営業時間内に閲覧できます。または、利用者及びその家族の希望があれば控えを交付します。

第七条(料金)

- 1.利用者は訪問看護のサービスの対価として【別紙利用料金表】に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
- 2.事業者は当月料金の合計額を、明細を請求書に付して利用者に渡します。
- 3.利用者は当月料金の合計額を翌月までに事業者の指定する方法で支払います。
- 4.利用者の居宅において、サービスを提供するためのみに発生します。水道・ガス・電気・電話などの費用は利用者の負担とします。

第八条(料金の変更)

- 1.事業者は利用者に対して、一か月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。
- 2.利用者が料金の変更を承諾する場合は、【別紙利用料金表】にて新たな利用料金を説明します。
- 3.利用者は料金の変更を承諾しない場合は、第九条に基づき契約の終了を申し入れることができます。

第九条(契約の終了)

- 1.利用者は事業者に対して4週間の予告期間をおいて文書で通知をすることで、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院などやむを得ない事情がある場合は予告期間が2週間以内の通知でもこの契約の解約ができます。
- 2.事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して3か月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知する事でこの契約の解約ができます。
- 3.次の事由に該当した場合、利用者は文書で通知することで直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4.次の事由に該当した場合、事業者は文書で通知することで直ちにこの契約の解約ができます。
 - ①利用者のサービス利用料の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ②利用者またはその家族などが事業者やサービス提供の従事者に対してこの契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信行為を行った場合
- 5.次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第十条(訪問看護師の交替)

- 1.利用者は訪問看護師の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が業務上不適当と思われる事情、若しくは交代を希望する理由を明らかにし、事業者に対し、訪問看護師の交替を申し入れることができます。
- 2.事業者は訪問看護師の交替によって利用者及びその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で不利益が生じないよう十分に配慮します。
- 3.事業者は訪問看護師が体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を人選しサービスを遂行できるよう調整します。

第十一条(サービスの中止)

- 1.利用者は事業者に対して、サービス実施日の前営業日の18時までに通知することで料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 2.利用者がサービス実施日の前営業日の18時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全額または一部をキャンセル料として請求する場合があります。この場合の料金は第七条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第十二条(秘密保持)

- 1.事業者及び事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
- 2.事業者は利用者及びその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて、連携機関との会議等で話し合う場合、利用者及びその家族の個人情報を共有します。なお、本契約をもって同意したとみなします。

第十三条(急変時の対応)

事業者は訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が起きた場合またはその他必要な場合、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第十四条(賠償責任)

- 1.事業者は訪問看護のサービス提供に伴い、事業者の帰責事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 2.第一項の場合において利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第十五条(身分証携行義務)

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し初回訪問時及び利用者またはその家族から提示を求められた場合いつでも身分証を提示します。

第十六条(協議義務)

利用者は事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第十七条(連携)

事業者は訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第十八条(相談・苦情対応)

事業者は利用者及びその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の相談・苦情などに対し迅速かつ誠実に対応を行います。

— 相談・苦情窓口所在地 —

株式会社 SIGNAL

CoCoA 看護ステーション

札幌市中央区

TEL 011-600-6780(平日 9:00~18:00)

FAX 011-600-6781(24 時間受付可能)

または、以下の機関でもお受けすることができます。

○北海道国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談専用ダイヤル TEL 011-231-5175

○札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

TEL 011-211-2547

○札幌市中央区役所保健福祉課

TEL 011-205-3306

第十九条(本契約に定めのない事項)

1.利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2.この契約に定めのない事項については介護保険法令、その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第二十条(裁判管轄)

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は利用者及び事業者は事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

私は、本契約書について説明を受け、その内容を理解し、同意しました。

契約同意日 年 月 日

【利用者】

住所 _____

氏名 _____ 印

【署名代筆者】

私は本人の契約意思を確認し署名代筆いたしました。

続柄: _____

代筆理由: _____

住所 _____

氏名 _____ 印

【事業者】

CoCoA 看護ステーション

管理者 小松 良太 印

説明者 印